技 監

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更を踏まえた 工事及び業務の新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について(通知)

本市発注の工事及び業務(設計・測量・調査等業務)(以下、「工事等」という。)における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月27日、財公第771号「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について」(技監通知)から、3年以上の長きに渡り、各区局統括本部には適切な対応をしていただきました。本市の監督員等関係職員にも感染が広がりましたが、困難な状況下でも社会の安定の維持の観点から、公共工事の事業継続に尽力していただき、ありがとうございます。

令和5年5月8日から、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更され、新型コロナウイルスの感染対策は「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」になりました。基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止され、国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和5年3月13日改訂版))」についても廃止となりました。基本的感染対策(マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」)について今後は、個人や事業者が自主的に判断して実施することになっています。

以上の状況を踏まえて、令和5年3月24日、財公第838号「「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂並びに新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について」以前の工事等の新型コロナウイルス感染症対応関連通知は、本通知により令和5年5月8日付にて廃止します。各区局統括本部においては本通知の内容について、工事監督課等担当部署への周知をお願いします。

1 別添資料

新型コロナウイルス感染症対応関連通知一覧(廃止)

2 参考資料

- (1) 国土交通省通知一式
- (2) 内閣官房「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html

財政局ファシリティマネジメント推進部 公共事業調整課 中山・揚張・古賀 電話 671-4084

電子メール za-skokyo@city.yokohama.jp